

阿見町議会会議録

平成21年第2回臨時会

(平成21年11月26日)

阿見町議会

平成21年第2回阿見町議会臨時会会議録目次

| | |
|-------------------------------------|----|
| ◎招集告示 | 1 |
| ◎第1号(11月26日) | 3 |
| ○出席, 欠席議員 | 3 |
| ○出席説明員及び会議書記 | 3 |
| ○議事日程第1号 | 5 |
| ○開 会 | 6 |
| ・会議録署名議員の指名 | 6 |
| ・会期の決定 | 6 |
| ・諸般の報告 | 6 |
| ・議員派遣報告 | 7 |
| ・議案第83号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決) | 7 |
| ・議案第84号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決) | 9 |
| ・議案第85号から議案第86号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決) | 11 |
| ○閉 会 | 13 |

第 2 回 臨 時 会

阿見町告示第164号

平成21年第2回阿見町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成21年11月19日

阿見町長 川 田 弘 二

1 期 日 平成21年11月26日

2 場 所 阿見町議会議場

3 付議事件

- (1) 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度阿見町一般会計補正予算（第5号））
- (2) 阿見町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- (3) 土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合の解散について
- (4) 土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合の解散に伴う財産処分について

第 1 号

[11 月 26 日]

平成21年第2回阿見町議会臨時会会議録（第1号）

平成21年11月26日（第1日）

○出席議員

| | | | |
|-----|-----|-----|---|
| 1番 | 諏訪原 | 実 | 君 |
| 2番 | 久保谷 | 充 | 君 |
| 3番 | 川畑 | 秀慈 | 君 |
| 4番 | 難波 | 千香子 | 君 |
| 5番 | 紙井 | 和美 | 君 |
| 6番 | 柴原 | 成一 | 君 |
| 7番 | 浅野 | 栄子 | 君 |
| 8番 | 藤井 | 孝幸 | 君 |
| 9番 | 千葉 | 繁 | 君 |
| 11番 | 吉田 | 憲市 | 君 |
| 12番 | 天田 | 富司男 | 君 |
| 13番 | 小松沢 | 秀幸 | 君 |
| 14番 | 倉持 | 松雄 | 君 |
| 15番 | 大野 | 孝志 | 君 |
| 16番 | 櫛田 | 豊 | 君 |
| 17番 | 佐藤 | 幸明 | 君 |
| 18番 | 細田 | 正幸 | 君 |

○欠席議員

| | | | |
|-----|-----|---|---|
| 10番 | 久保谷 | 実 | 君 |
|-----|-----|---|---|

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

| | | | | | | | | |
|----|---|----|----|-----|----|----|----|---|
| 町 | 長 | 川田 | 弘二 | 君 | | | | |
| 副町 | 長 | 大崎 | 誠 | 君 | | | | |
| 教 | 育 | 長 | 青山 | 壽々子 | 君 | | | |
| 総 | 務 | 部 | 長 | 坪田 | 匡弘 | 君 | | |
| 民 | 生 | 部 | 長 | 横田 | 健一 | 君 | | |
| 生 | 活 | 産 | 業 | 部 | 長 | 川村 | 忠男 | 君 |
| 都 | 市 | 整 | 備 | 部 | 長 | 桑田 | 康司 | 君 |
| 教 | 育 | 次 | 長 | 横田 | 充新 | 君 | | |

| | |
|-------------|-----------|
| 消 防 長 | 瀬 尾 房 雄 君 |
| 総 務 課 長 | 篠 原 尚 彦 君 |
| 企 画 財 政 課 長 | 篠 崎 慎 一 君 |
| 生 涯 学 習 課 長 | 建 石 智 久 君 |

○議会事務局出席者

| | |
|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 小 口 勝 美 |
| 書 記 | 山 崎 貴 之 |

平成21年第2回阿見町議会臨時会

議事日程第1号

平成21年11月26日 午前10時開会・開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 議員派遣報告

日程第5 議案第83号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度阿見町一般会計補正予算（第5号））

日程第6 議案第84号 阿見町職員の給与に関する条例等の一部改正について

日程第7 議案第85号 土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合の解散について

議案第86号 土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合の解散に伴う財産処分について

午前10時00分開会

○議長（諏訪原実君） それでは、皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから、平成21年第2回阿見町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承を願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（諏訪原実君） 日程第1，会議録署名議員の指名について、本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

4番 難波千香子君

5番 紙井和美君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第2，会期の決定についてを議題にします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定しました。

諸般の報告

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第3，諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。本臨時会に提出された案件は、町長提出議案第83号から議案第86号の4件であります。

次に、監査委員から平成21年8月から10月分に関する例月出納検査の結果について及び定期監査の結果報告について報告がありましたので、報告をいたします。

次に、本臨時会に説明員として地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は、お手元に配付いたしました名簿のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

議員派遣報告

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第4、議員派遣報告を行います。

閉会中に行われました議員派遣について報告を求めます。副議長千葉繁君、登壇願います。

〔副議長千葉繁君登壇〕

○副議長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。平成21年第3回定例会で決定されました議員派遣について御報告を申し上げます。

平成21年11月20日に、河内町つつみ会館において、稲敷郡町村議会議員大会があり、阿見町より議長初め15名が参加いたしました。大会宣言では、地域主権の確立宣言において、町村のあらゆる危機的状況乗り越え、真の分権型社会に向けて行動するという発言に始まり、地方分権改革の実現や、町村税財源の確保などについて決議がなされました。

続いて行われました読売新聞調査研究本部長小田尚先生の「どうなる日本の政治について」の講演では、9月に発足した民主党鳩山政権の3カ月間の分析や自民党の政権復活はあるのかなど、大変興味のあるお話をいただきました。自民党から民主党へ政権交代に伴う政策の変更は、八ッ場ダムの建設中止問題に象徴されるように、地方自治体にも大きな影響を及ぼすものであり、我々地方議会といたしましても、今後の民主党政権の政策について大いに期待をするとともに、重大な関心を持たなければならないと感じた次第であります。また、我々議員一人ひとりがスキルアップを図り、地域振興そして町発展のためになお一層努力しなければならないと再認識をいたしました。小田先生には、予定時間を延長して、大変熱心な、そして有意義な御講演をいただき、心から感謝を申し上げ、議員派遣についての御報告といたします。

○議長（諏訪原実君） 以上で議員派遣報告を終わります。

議案第83号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度阿見町一般会計補正予算（第5号））

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第5、議案第83号、専決処分の承認を求めることについて（平成21年度阿見町一般会計補正予算（第5号））を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 本日は、平成21年第2回臨時会を招集しましたところ、議員の皆様には公私とも御多用の折にもかかわらず御出席をいただきまして、この臨時会が開会できますことを心から感謝を申し上げます。

それでは、早速ですが、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分を行った議案第 83 号の一般会計補正予算についての専決処分に係る議案について、同条第 3 項の規定に基づき、提案理由を申し上げます。

本日は、平成 21 年第 2 回臨時会を招集しましたところ、議員の皆様には公私とも御多用の折にもかかわらず御出席をいただきまして、この臨時会が開会できますことを心から感謝を申し上げます。

それでは、早速ですが、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分を行った議案第 83 号の一般会計補正予算についての専決処分に係る議案について、同条第 3 項の規定に基づき、提案理由を申し上げます。

本案は既定の予算額に 5,942 万 9,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 140 億 6,629 万 4,000 円とするものであります。

その内容としましては、新型インフルエンザについて、今後、季節性を大きく上回る感染者が発生し、医療を初め、社会経済に深刻な影響を与えるおそれがあることなどから、感染者の死亡や重症者の発生を抑制することなどを目的として「新型インフルエンザワクチン接種事業」が国により実施されることになり、町では、国・県の補助を受け、所得の少ない世帯に対しワクチン接種費用の全額助成事業を行うことになりました。

さらに、町では、ワクチン接種が受けやすい環境を整備するため、国で示している医療従事者を除いたワクチンを優先的に接種できる方のうち、所得の少ない世帯以外の世帯に対し、1 回目の接種時に 2,000 円の助成を行う町単独事業を上乗せすることとしました。

町単独事業を上乗せした接種費用の助成を実施するに当たり、接種がすぐに開始されるため、早急に事業を実施する必要があることから、歳入で助成費用に対する県補助金、歳出では助成費用及び事務関係経費の計上について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行ったもので、同条第 3 項の規定に基づき報告するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（諏訪原実君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第 83 号については、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

○議長（諏訪原実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これより採決いたします。

議案第 83 号については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認めます。

よって議案第 83 号については、原案どおり承認することに決しました。

議案第 84 号 阿見町職員の給与に関する条例等の一部改正について

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第 6、議案第 84 号、阿見町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 議案第 84 号、阿見町職員の給与に関する条例等の一部改正について提案理由を申し上げます。

人事院においては、本年 8 月 11 日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与及び期末・勤勉手当の支給を引き下げるとともに、住居手当を廃止する等の勧告を実施しました。これを受けて、8 月 25 日には、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が閣議決定され、同日に国会へ法案が提出されました。さらに、10 月 14 日に、茨城県人事委員会においても地方公務員法の規定に基づき、議会及び知事に対し職員の給与等に関する報告及び勧告が実施されました。

阿見町におきましても、人事院勧告に準じて、阿見町特別職員、一般職員の給与等を引き下げる条例の改正を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（諏訪原実君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第 84 号は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

18 番細田正幸君。

○ 18番（細田正幸君） それでは、議案第84号、阿見町職員の給与に関する条例等の一部改正について、反対討論をいたします。

これは人事院勧告に基づいて職員の給与を引き下げると、それから、そのほか住居手当をなくすると、そういうものですがけれども、前段の説明で、若年、採用されて10年未満の人は除くというふうに言っておりますけれども、今、世の中は、いわゆるデフレスパイラルというふうに言われているわけですね。給与が下がって購買力がなくなる、そのためにまた物価が下がると。で、私は、政府は今年の初めから景気回復ということで、補正予算で14兆円ぐらいとったわけですがけれども、公務員の給与を全国的に引き下げるということは、そういう点では国内の景気を回復させるのではなくて、むしろ景気を冷え込ませる作用になるというふうに思います。

で、阿見町でも350人ぐらいの職員がおります。全国では公務員給与をもらっているのは300万人以上になるというふうになるわけですがけれども、それらの人が一律給与が下がるということは、政府が言っている景気回復とは、私は矛盾するんじゃないかと、むしろ公務員の給与は下げないで、私は現状のままか上げるのがいいというふうに考えておりますので、そういう点で、今度の給与引き下げに関する法案に対して反対をいたします。

以上です。

○議長（諏訪原実君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第84号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議がありますので、起立によって採決をいたします。

議案第84号を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（諏訪原実君） 起立多数であります。

よって議案第84号は、原案どおり可決することに決しました。

ただいま、14番倉持松雄君が出席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は17名です。

議案第85号 土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合の解散について

議案第86号 土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合の解散に伴う財産処分について

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第7、議案第85号、土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合の解散について、議案第86号、土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合の解散に伴う財産処分について、以上2件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 議案第 85 号から議案第 86 号の土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合の解散に係る議案について提案理由を申し上げます。

まず、議案第 85 号については、土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合は、昭和 46 年の広域圏の事業推進により、2 市 6 町 2 村圏域内の生涯学習における拠点として設立され、圏域住民のニーズに合った事業展開を図ってきました。

しかしながら、設立から 37 年を経過し、構成市町それぞれに公民館等の整備・充実が図られ、生涯学習などの諸施策が推進されている状況となっており、広域的な役割は終えたとの認識のもと、地方自治法第 288 条、これは組合の解散に係るものですが、の規定に基づき解散しようとするものであります。

一部事務組合の解散は、関係地方公共団体の協議によることとなっており、町議会の議決が必要となりますことから、議会の議決をお願いするものであります。

なお、組合解散の時期は、事務処理後の関係から 3 月 31 日とするものであります。

次に、議案第 86 号、土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合の解散に伴う一部事務組合の財産処分について申し上げます。

一部事務組合の解散に当たっては、組合の解散に伴う残余財産の処分が必要となることから、その処分方法等について、地方自治法第 289 条の規定により、関係地方公共団体の協議によることになっております。

この協議については、組合解散と同様、地方自治法第 290 条の規定により、町議会の議決が必要となりますことから、議会の議決を求めるものであります。

財産処分の内容としましては、平成 21 年度解散時の残金につきましては、平成 21 年度市町村負担金の負担割合に応じて関係市町ごとに清算した額を、それぞれの市町に帰属せしめるものです。

また、建物、これは土浦石岡地方社会教育センター庁舎ですが、建物に附属する設備及びすべての物品については、土浦市に帰属せしめるものであります。

以上、提案理由を申し上げますが、慎重審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（諏訪原実君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

議案第 85 号については、土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合の解散に当たり、地方教育行政組織及び運営に関する法律施行令第 12 条の規定により、議会が議決の前に教育委員会の意見を聞くことになっております。あらかじめ当職からその手続をいたしましたので、御了承を願います。なお、回答につきましては、お手元に配付いたしましたとおり、解散について支障はないとのことであります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第 85 号から議案第 86 号については、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第 85 号から議案第 86 号については、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 85 号から議案第 86 号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 85 号から議案第 86 号については、原案どおり可決することに決しました。

○議長（諏訪原実君） 以上で本臨時会に予定されました日程はすべて終了しました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、発言を許します。町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君） 本日は、臨時会に提案しました 4 議案について、すべて可決決定をいただきまして、まことにありがとうございます。

これから寒さに向かう時期であります。また、来月 8 日からは、第 4 回の定例会が開かれるわけですが、どうぞよろしくお願いいたしまして、お礼のごあいさつといたします。ありがとうございます。

閉会の宣告

○議長（諏訪原実君） これをもちまして、平成 21 年第 2 回阿見町議会臨時会を閉会といたします。どうも御苦労さまでございました。

午前 10 時 24 分閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 諏訪原 実

署 名 員 難 波 千香子

署 名 員 紙 井 和 美